

## 鹿屋市子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）支給事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、令和4年2月7日に改正された令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官通知）に基づき、令和3年9月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項に規定する特例給付の受給者を除く。以下同じ。）の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者になった者及び令和3年9月30日において平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童（以下「高校生等」という。）を養育していなかったが令和4年2月28日時点において高校生等を養育している者に対し、鹿屋市子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）支給事業を実施することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 支援給付金 前条の目的を達するために、鹿屋市（以下「市」という。）によって支給される子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）をいう。

(2) 支給対象者 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者）になった者

イ 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（同日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者。ただし、所得額が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額未満の者に限る。

(3) 対象児童 支援給付金の支給額の算定の基礎となる児童で、次に掲げる者をいう。

ア 支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者

である者に係る児童)

イ 令和4年2月28日時点(同日までに申請があった場合は申請時)において支給対象者に養育される高校生等

(支援給付金の支給等)

第3条 市は、この要綱の定めるところにより、支給対象者に対し、支援給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する支援給付金の金額は、対象児童1人につき10万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、支給対象者からの申請により、鹿屋市子育て世帯への臨時特別給付支給事業実施要綱(令和3年鹿屋市告示第386号)に基づく鹿屋市子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金及び追加給付金)の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び前条第3号の対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合においては、その額を前項に規定する金額から控除する。

(申請受付開始日、申請期限、申請方法等)

第4条 当該給付金に係る申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年3月31日を目途に市長が別に定める日とする。

3 支給対象者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる方式を行うこととする。

(1) 郵送申請方式 支給対象者が子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書(別記様式。以下「支援給付金申請書」という。)を郵送により市に提出し、市が支給対象者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 支給対象者が支援給付金申請書を市の窓口に出し、市が支給対象者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 支給対象者が支援給付金申請書を郵送により、又は市の窓口に出し、市が当該窓口で現金を交付することにより

## 支給する方式

4 市長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該支給対象者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第5条 支給対象者に代わり、代理により前条第3項の申請を行うことができる者は、当該支給対象者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第6条 市長は、第4条第3項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、支援給付金を支給する。

(支援給付金の支給等に関する周知)

第7条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第4条第2項の申請期限までに同条第3項の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条の規定による支給決定を行った後、支援給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、支援給付金申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和4年5月31日までに支給が完了できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならな

い。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月7日から施行し、令和4年5月31日限り、その効力を失う。
- 2 鹿屋市子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）支給事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 第9条の規定は、第1項の規定にかかわらず、同日に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記様式（第4条関係）

子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書

市区町村  
受付印

支給市区町村(※申請時点の住民票所在市区町村)
鹿屋市長 様

記入日	年 月 日
-----	-------

【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合又は相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 他の市区町村から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けていません。
- 子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うこと、必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書の不備による返送不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合等、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)を返還します。

1 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
		明・大・昭・平 年 月 日	電話 ( )
個人番号		DV避難者の場合は☑を記入ください。	申請者の旧住所 (対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)
		<input type="checkbox"/>	

2 対象児童(申請時点で養育している児童)

No.	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子 童(高校生)に○を付けてください。	住所(別居の場合のみ記載)
1			平・令 年 月 日		
2			平・令 年 月 日		
3			平・令 年 月 日		
4			平・令 年 月 日		

3 確認事項

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付を既に受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか(以下「受領」という。)、又は給付相当額が受給者によって対象児童のために費消(以下「費消」という。)されているかを確認します。

以下のいずれか該当する欄にチェック(☑)してください。

- (1) 給付相当額を受領しておらず、費消されたことも承知していない。
- (2) 給付相当額の一部又は全部を受領している、又は費消されている。

→ 受領した額・費消された額を分かる範囲で記載してください。

総額	円
----	---

4 申請額・請求額

①対象児童数(上記2の人数)	人	子育て世帯への臨時特別給付金(先行・追加)受給者 ※元配偶者		
②控除額(上記3(2)で記載した額) ※上記3(1)にチェックした場合は記載不要	円	氏名	生年月日	
③申請額・請求額(=①×10万円-②)	円	住所	電話	

※ 例えば、①対象児童数が2人で②控除額が5万円の場合、③は15万円となります。(=2人×10万円-5万円)

(裏面も確認してください。)

